

守山商工会キッチンカー貸与規程

(趣旨・目的)

第1条 この規程は、守山商工会（以下「本会」という。）が食品の調理を目的とした設備を備えた車両（以下「キッチンカー」という。）を導入し、地域の特産品等を活用した商品の販路開拓等の取り組みや、小規模事業者等へのキッチンカーの貸付けにより、コロナ禍で落ち込んだ地域経済の活性化を図ることを目的として、必要な事項を定めるものとする。

(貸与自動車)

第2条 貸与するキッチンカーは、次のとおりとする。

- (1)特殊用途自動車：自動車登録番号：名古屋 480 ま 40-79
- (2)自動車任意保険付帯内容：対人・対物賠償無制限（免責金額0円）、人身傷害1名につき3千万円（搭乗中のみ補償）、搭乗者傷害1名につき1千万円（日数払 入院日額1.5万円 通院日額1.0万円）、車両補償130万円（補償内容の詳細は別添保険証券裏面部「補償内容・保険金額と付帯サービス等」写しを参照）

(貸与対象者)

第3条 キッチンカーの借り受けることができる者は、本会の会員たる個人若しくは法人事業者、または名古屋市守山区内に住所を有する個人若しくは法人事業者であって、次に掲げる者とする。

- (1)食を通じた地域特産品のPR販売など、地域経済の活性化に寄与する事業を行う者
- (2)名古屋市守山区内の食を普及させるための事業を行う者
- (3)本会が支援する創業予定の者
- (4)その他、本会が特に必要と認めた事業を行う者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものには、貸与しないものとする。

- (1)法令又は公序良俗に反する事業を行おうとするもの
- (2)違法な活動を支援又は助長する、又はその恐れがある事業を行おうとするもの
- (3)政治結社、宗教団体、反社会的勢力に関わる事業を行おうとするもの
- (4)マルチ商法、無限連鎖商法に関する事業を行おうとするもの
- (5)関係法令の規定によりキッチンカーの使用に制限を受けるもの
- (6)前各号に掲げるもののほか、本会が不相当と判断する事業を行おうとするもの

(使用用途)

第4条 キッチンカーの貸与は、次に掲げる用途に限るものとする。

- (1) 食を通じた地域特産品のPR販売など、地域経済の活性化に寄与する事業
- (2) 各種イベント等において名古屋市守山区の特産品等の販売・PRを行う事業
- (3) 名古屋市守山区の食を普及させるための事業
- (4) 名古屋市守山区内の幼児、児童等に対する食育の普及啓発に関する事業
- (5) 地域の収穫祭等の食文化の伝承に関する事業
- (6) 本会が実施する創業支援の事業
- (7) 新商品の試験販売又は市場調査等を行う事業
- (8) 災害時利用
- (9) 前各号に掲げるもののほか、本会が特に必要と認めた用途

(申請及び決定)

第5条 貸与を受けようとする者は、貸与を受けようとする日の7日前までに、所定のキッチンカー貸与申請書を本会に提出しなければならない。なお、申請書は貸与を受けようとする日が属する月の3月前から先着順で受け付けるものとする。また、申請期間内に本会が使用を予定している場合は、これを優先する。

- 2 貸与を受けようとする者が、前項の申請書を提出するときは、事前に営業等を行う場所を所管する保健所等と協議し、必要な手続きを行わなければならない。貸与を受けようとする者は、本会に所定のキッチンカー貸与申請書を提出しなければならない。
- 3 本会は、前項の申請を審査し、貸与の可否を決定し、貸与を受けようとする者に通知するものとする。

(貸与条件)

第6条 貸与条件は、次のとおりとする。

- (1) 貸与期間は、原則14日以内とする。ただし、本会の事業としてキッチンカーを使用している期間は貸与しない。
- (2) 貸与は無償とする。
- (3) 貸与の決定を受けた者（以下「借受者」という。）は、キッチンカーを転貸しないこと。
- (4) 借受者（借受者とともに第3条に定める事業に従事する者を含む。）が細菌、ウイルスなどの病原体による感染症に感染していないこと。
- (5) 食品営業許可など各種関係法令の必要な許可を取得すること。
- (6) 貸与申請書運転者欄に記載のある者の個人が加入している自動車保険に「他者運転危険補償特約」が付与されていること。
- (7) 運営管理等に必要な消耗品等は、借受者が用意すること。
- (8) 返却の際、車内の設備を原状に復すこと。

- (9) 返却の際、燃料を補充すること。
- (10) 返却の際、事務局に所定のキッチンカー運行日誌・実績報告書を提出すること。
- (11) 返却の際、事務局の検査を受けること。
- (12) 関係法令及び本会が指示する事項を遵守すること。

(運営管理)

第 7 条 借受者は、キッチンカーの運行及び運営管理等に関して自主的かつ責任を持って実施するものとする。

(貸与の取消し)

第 8 条 本会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、キッチンカーの貸与の決定を取り消すことができる。

- (1) 借受者が貸与の解除を申し出たとき。
- (2) この規程に違反したとき。
- (3) キッチンカーの運行及び運営管理等に関して、この規程の趣旨にそぐわない利用等が見られたとき。
- (4) キッチンカーの事故、故障等によりキッチンカーを貸与することができなくなったとき。

(事故報告等)

第 9 条 借受者は、キッチンカーにより事故が生じたときは、事務局へ報告しなければならない。

- 2 借受者は、キッチンカーに損傷を与えたとき、キッチンカーが故障したときまたはキッチンカーが盗難にあったときは、直ちに事務局へ報告しなければならない。
- 3 借受人が貸与期間中にキッチンカーに関し、道路交通法に定める駐車違反をしたときは、直ちに事務局へ報告するとともに、借受人は駐車違反をした地域を管轄する警察署に出頭して、直ちに自ら駐車違反に係る反則金を納付し、かつ、当該駐車違反に伴うレッカー移動、保管、引取り等の諸費用を負担しなければならない。

(損害賠償)

第 10 条 前条に規定する場合において、損害額は運転者が加入する保険の「他者運転危険補償特約補償」により負担する。ただし、その損害が本会の責めに帰する事由による場合は、損害額は本会が負担するものとする。

- 2 借受者は、キッチンカーを損傷し、または亡失したときは、これを現状に回復し、または損害を賠償しなければならない。

(その他)

第 11 条 この規程で定めるもののほか、必要な事項については本会が別に定める。

附 則

(実施の時期)

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。